監査だより Vol.32

岩手県監査委員事務局 平成28年7月発行

☆ 監査委員事務局長からのメッセージ ☆

この「監査だより」を目にされている皆さんの中には、定期人事異動により、4 月から監査業務の担当になり、しかも初めての監査担当という職員もおられると思います。今回の私からのメッセージは、そのような方を念頭に送りたいと思います。

皆さんは、監査を受けることに何となく不安を抱きながら日々の業務と向かい合っているのではないでしょうか。

そうした方々は、次の二つのことに取り組まれることをお勧めします。

- 一つ目は、早い時期に前年度の監査の受検状況に良く目を通しておくこと。
- 二つ目は、その上で気になる点がある場合は、担当者が抱えないで、グループの総括や課長、所属長と 相談し、それを共有することです。

監査は、個々の職員が受けるのではなく、組織として受けるものであり、組織として統制のとれた監査対応が求められるからです。

監査は、そこで実際に行われる行為は、財務に関する事務を中心に、公金の支出等が適正であるかどうかを個々に見るものですが、根本は、各公所とも適法性、妥当性の高い業務体制を確立しているかどうかにあります。これが、組織としての対応が重要な理由です。



最後に、監査には、業務が適正に進められるための「助言的な機能」があります。どうしても理解できない事柄がある場合には、予備監査の際に、監査委員事務局の職員に遠慮することなく尋ねてみてください。当方からの助言は、文字どおり助言でしかありませんが、それでも得られるものはきっとあると思います。

そうした取組の繰り返しによって、監査を通じて本県の行政事務の水準が向上していくことを期待しております。

監査は、誤りを発見してそれを摘発することが主たる目的なのではありません。いかにすれば公正で、合理的かつ効率的な行政を確保することが出来るかということが最も重要な点です。より良い県行政の実現に向けて、協力して取り組んで行きましょう。

監査委員事務局長 菊池 寛

☆ 最近の予備監査事例から ☆

同じような事例がないか、チェックしてみてはどうでしょうか?

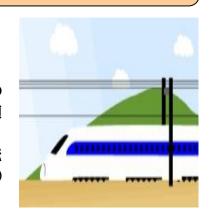
予備監査で見つかった不適切な事務処理事例についてその内容を紹介します。 同じような事例はありませんか。未然防止のため、チェックしてみてください。

赴任旅費の計算は大丈夫ですか?

4月1日の人事異動に係る赴任旅費の支給は、終了していると思いますが、 毎年、赴任旅費の支給誤りなど不適切な事例が散見されます。 例えば、

- ① 移転料は、赴任に伴う現実の移転の路程が旧勤務地から新勤務地までの 路程に満たないときは、その現実の路程に応じた条例に定める移転料定額 を支給することになっているが、旧勤務地から新勤務地まで支給した。
- ② 移転料を支給する場合に住民票等を添付していなかった。扶養親族移転料を支給する場合に住民票等(扶養親族の年齢及び移転を証明する書類) を添付していなかった。
- ③ 起点(旧勤務地、旧居住地又は新居住地)を誤って支給した。
- 4 住居状況を誤って支給した。





私用車使用届出簿を提出して出張していますか?



私用車を公務上で使用する場合は、私用車の公務上使用禁止の例外として私用車の公務上使用を承認する必要がありますが、私用車使用届出簿の提出を受けずに旅行命令を行っている例がありました。

通勤経路であっても、出張で私用車を公務上使用する場合は届出及び 承認手続が必要ですので、忘れずに手続をしてください。

また、車検証や運転免許証の写しなどの関係書類の添付、更新も確認してください。

備品管理一覧表と現物の確認をしていますか?

「監査だより」で何回か掲載しているところですが、昨年度の監査においても、 「備品管理一覧表の未整理」が散見されます。

6 月には備品管理一覧表が出力されています。備品管理一覧表と現物との確認を必ず行いましょう。

<次の点もチェック>

- 供用の手続きは済みましたか。
- 備品管理一覧表の点数と現物の点数が一致していますか。
- 寄贈されたものはありませんか。備品登録されていますか。
- 故障や陳腐化により、使用できないままに長期保管しているものはありませんか。



物品担当職員と実際に物品を使用する職員との連携が不可欠です。

☆ 平成28年度行政監査(特定テーマ)の実施について ☆



監査委員は、財務に関する監査のほか、特定のテーマを設定し、その行政事務の執行について監査する"行政監査"を実施しています。

平成28年度は、公の施設における指定管理者制度に係る事務の執行状況や、制度 導入の効果及び課題等を検証し、今後の適正な制度運用に資することを目的として、「公 の施設の指定管理者制度について」をテーマとして実施する予定です。

今後、実施の詳細を決定した上で、関係機関に対し行政監査調書の作成等を依頼することとしております。その際は、御対応をよろしくお願いいたします。